

第九条の二十三第一項第二号を同項第十六号とし、同項第一号の次に次の十四号を加える。

二 専任の院内感染対策を行なう者を配置すること。

三 医薬品安全管理責任者に、第一条の十一第二項第二号イからハまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を行わせること。

イ 医薬品の安全使用のための業務に資する医薬品に関する情報の整理、周知及び当該周知の状況の確認

ロ 未承認等の医薬品の使用に関して、当該未承認等の医薬品の使用の状況の把握のための体系的な仕組みの構築並びに当該仕組みにより把握した未承認等の医薬品の使用の必要性等の検討の状況の確認、必要な指導及びこれらの結果の共有

ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者の定め

四 法第一条の四第二項の説明に関する責任者を配置し、及び同項に規定する医療の扱い手（以下この号において「医療の扱い手」という。）が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に必要な方法に関する規程を作成することにより、説明を行う医療の扱い手が適切に医療を受ける者の理解を得るようすること。

五 診療録その他の診療に関する記録（以下この号において「診療録等」という。）の管理に関する責任者を定め、当該責任者に診療録等の記載内容を確認させることにより、診療録等の適切な管理を行うこと。

六 専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を行う部門（以下この項において「医療安全管理部門」という。）を設置し、次に掲げる業務を行わせること。

イ 医療安全管理委員会に係る事務
ロ 事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導

ハ 医療に係る安全管理に係る連絡調整

七 医療に係る安全の確保のための対策の推進

八 医療に係る安全管理に係る連絡調整

九 医療に係る安全の確保に資する診療の状況の把握及び従業者の医療の安全に関する意識の向上の状況の確認

十 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十一 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十二 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十三 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十四 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十五 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十六 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十七 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十八 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

十九 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。

- 九 次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これら的事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。
イ 委員の数は三人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、当該病院と利害関係のない者から選任すること。
ロ イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。
（1）医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
（2）（1）医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（（1）に掲げる者を除く。）
ハ 年に二回以上開催すること。
（1）医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
（2）必要に応じ、当該病院の開設者又は管理者に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
（3）（1）及び（2）に掲げる業務について、その結果を公表すること。
（4）次に掲げる場合に、従業者に速やかに医療安全管理部門にそれぞれ次に定める事項を報告させること。
（1）医療に係る安全管理に資するため、次に掲げる措置を講ずること。
（2）（1）に規定する実施の状況が不十分な場合における適切な報告のための従業者への研修及び指導
（1）入院患者が死亡した場合 当該死亡の事実及び死亡前の状況
（2）（1）に掲げる場合以外の場合であつて、通常の経過では必要がない処置又は治療が必要になつたものとして管理者が定める水準以上の事象が発生したとき 当該事象の発生の事実及び発生前の状況
（2）（1）イの規定による報告の実施の状況の確認及び確認結果の管理者への報告
（1）に規定する実施の状況が不十分な場合における適切な報告のための従業者への研修及び指導
（1）他の特定機能病院の管理者と連携し、次に掲げる措置を講ずること。
（2）当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制を確保すること。
（3）年間に一回以上の他の特定機能病院に従業者を立ち入りらせ、必要に応じ、医療に係る安全管理の改善のための技術的助言を行わせること。
（4）年間に一回以上の他の特定機能病院の管理者が行うに規定する従業者の立入りを受け入れ、イに規定する技術的助言を受けること。
（5）当該窓口に提供する情報の範囲、情報提供を行つた個人を識別することができないようになるための方策その他の窓口の設置に関し必要な事項を定めること。
（6）当該窓口及びその使用方法について従業者に周知すること。
（7）第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。
（8）前各号に掲げる事項に関する事項
（9）第九号に規定する監査委員会から、同号二（2）の意見の表明があつた場合における当該意見に関する事項
（10）医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者が連携及び協働して医療を提供するために必要な知識及び技能であつて、高度の医療を提供するためには必要なものに関する事項
（11）医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者に定期的に医療に係る安全管理のための研修を受けさせるとともに、自ら定期的に当該研修を受けること。

第九条の二十五第四号イを次のように改める。

イ 専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を行なう部門（以下この号において「医療安全管理部門」という。）を設置し、次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理の事象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導

医療安全管理委員会に係る事務
事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導

医療に係る安全管理に係る連絡調整

(3) 医療に係る安全管理の確保のための対策の推進

第九条の二十五第四号中「専任の医療に係る安全管理を行う者」を削る。

第十条中「第三号」を「第四号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「精神病患者又は」及び「それぞれ精神病室又は」を削り、同号を同号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 精神疾患を有する者であつて、当該精神疾患に対し入院治療が必要なもの（身体疾患を有する者であつて、当該身体疾患に対し精神病室以外の病室で入院治療を受けることが必要なものを除く。）を入院させる場合には、精神病室に入院させること。

第十一条中「第九条の二十三第一項第二号」を「第九条の二十三第一項第十六号」に改める。

第十四条中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を「医薬品医療機器等法」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第一条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院の開設者に対するこの省令による改正後の医療法施行規則（以下「改正後医療法施行規則」という。）第九条の二の二第一項第八号の規定の適用については、平成三十年四月一日以後に任命した管理者に限り、同項に規定する報告書に記載しなければならないものとする。

2 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院の開設者については、当該特定機能病院の管理者に対し次条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第九号に係る部分に限る。）の適用がある場合においては、改正後医療法施行規則第九条の二の二第一項第十一号の規定は、適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院の管理者であつて次の各号に掲げる改正後医療法施行規則の規定に規定する措置を講じていないものについては、そぞぞ当該措置を講ずるための計画を厚生労働大臣に提出した場合は、当該各号に定める日までの間（当該計画に基づき当該措置を講ずることとなつた場合には、措置を講じたときまでの間）は、なお前例による。

一 第九条の二十三第一項第六号（同号亦に係る部分に限る。）、第七号及び第十三号 平成二十八年九月三十日

二 第九条の二十三第一項第六号（同号亦に係る部分に限る。）、第七号及び第十三号 平成二十九年三月三十日

三 第九条の二十三第一項第十五号 平成三十年三月三十一日

第四条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院の管理者であつて改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号に規定する措置（専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。）を講ずることができないことがやむを得ない事情があるものについては、当該措置を講ずるための計画を厚生労働大臣に提出した場合には、措置を講じたときまでの間（当該計画に基づき当該措置を講ずることとなつた場合には、措置を講じたときまでの間）は、適用しない。

二 改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する医療安全管理部門に、専従の医師、薬剤師及び看護師を配置すること。

三 専任の医療に係る安全管理を行なう者を配置すること。

2 前項の特定機能病院の管理者は、平成三十年三月三十一日までの間は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号に規定する医療安全管理部門に、専従の医師、薬剤師及び看護師を配置すること。

二 専任の医療に係る安全管理を行なう者を配置すること。

3 前項の場合における改正後医療法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後医療法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条の二の二第一項第十二号	第九条の二十第一項第一号ハ	事項	事項及び並びに	事項及び並びに	事項及び並びに	事項及び並びに
第九条の二十二	第九条の二十第一項第一号ハ	事項	事項及び並びに	事項及び並びに	事項及び並びに	事項及び並びに
第九条の二十三第三項第十四号	第九条の二十三第三項第十四号	事項	事項及び並びに	事項及び並びに	事項及び並びに	事項及び並びに
第二十二条の三第三号	第二十二条の三第三号	事項	事項及び並びに	事項及び並びに	事項及び並びに	事項及び並びに
			二項各号に掲げる措置並びに	二項各号に掲げる措置並びに	二項各号に掲げる措置並びに	二項各号に掲げる措置並びに

前項の場合における医療法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条の二の三第一項第七号	確保	確保並びに医療法施行規則の一部を改正する省令「平成二十八年厚生労働省令第十号」というづ附則第五条第二項各号に掲げる措置
第九条の二十四第一号口	確保すること	確保し、並びに平成二十八年改正省令附則第五条第二項各号に掲げる措置を講ずること
第二十二条の七第三号	確保	確保並びに平成二十八年改正省令附則第五条第二項各号に掲げる措置を講ずること

第六条 この省令の施行の日以後平成三十年三月三十一日までの間に医療法第四条の三第一項の規定により臨床研究中核病院と称することについての承認を受けようとする者であつて改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する措置（専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。）を講ずることができないことがやむを得ない事情があるものに対する医療法施行規則第六条の五の二第二項の規定の適用については、当該措置を講ずるための計画を厚生労働大臣に提出した場合に限り、同項第八号に掲げる書類（改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号に掲げる体制（専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。）を確保していることを証するものに限る。）は、前条第二項各号に掲げる措置の状況を証する書類をもつて代えることができる。